

## 人権理事会 ハイレベル・セグメント終了

2017/03/01

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会のハイレベル・セグメントでは、19 カ国と 4 機関の代表が発言した。米国の国務副次官補は、人権は普遍的であり、すべての政府には人権の尊重と説明責任を推進する義務があると述べるとともに、人権理事会のイスラエルに対する注目は常に公正と均衡を欠いているとし、人権理事会は人権の保護・促進という任務をより十分に達成することに目を向けるべきだと述べた。EU の人権特別代表は、主権が人権侵害の不処罰と混同されてはならず、EU は死刑に断固反対の立場であり、より多くの国に対して死刑を廃止するよう求め、人権理事会の活動を弱体化または方向転換しようとするあらゆる試みに反対すると主張した。イスラム協力機構の書記長は、反イスラムが徐々に制度化されていることに懸念を示し、また、機構加盟国は多くの難民・移住者の受入れを続けていると述べた。これをもってハイレベル・セグメントは終了した。

## 人権理事会 対外債務、相当な住居に関する専門家が発言

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、対外債務と人権に関する独立専門家が労働と緊縮財政に関連して行われる労働市場改革について報告した。独立専門家は、こうした改革はジェンダー平等の逆行につながり、経済的不平等と不安定な非正規雇用者の増加を招くと指摘した。また、労働市場改革ではその実施よりも社会・人権への影響の評価が優先されることと、雇用者と労働組合は職場の現実についての特別な知識を活かして、職場での人権の実現において主要な役割を果たすことが必要不可欠であると述べた。続いて、相当な住居に関する特別報告者が、住宅融資が住居の権利に与える影響について報告した。特別報告者は、住居は人の住まいとしてよりも財産として価値をもつようになり、暮らしの場よりも蓄財手段となっていること、それとともに不平等と社会的排除が深刻化し、住居からコミュニティとのつながり、人の尊厳と安全が失われていることを指摘した。

## 人権理事会 死刑に関するハイレベル・パネル

2017/03/01

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、死刑に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。このパネルディスカッションは隔年で催されているが、今年には死刑に関わる人権侵害、特に拷問、残虐な取扱い・刑罰の禁止との関連に焦点が当てられた。ゼイド人権高等弁務官は、死刑は、生命に対する権利だけでなく拷問・虐待を受けない権利など、すべての人の尊厳と権利に関わる深刻な問題を引き起こすと述べた。討議では、死刑と拷問・虐待とのつながりは十分に実証されていること、より公正な司法制度を構築するために、テロの脅威を理由とした単独行動主義は許されないこと、死刑を普遍的に執行猶予とするためには国際・国内レベルでの協力が不可欠であることが主張された。他方、死刑確定者の生命に対する権利との関連で死刑を人権問題とみなす過度に単純化したアプローチには、大きな欠陥があり問題であるとの主張も複数あった。

## 人権理事会 住居の権利に関する専門家の発言

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で住居の権利に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。住居は社会的機能を失い、富や財産の増加のための手段とみなされ、金融商品となり、コミュニティとのつながり、尊厳、家の概念を失っている。金融市場は基本的に住居を人権として考慮せずに取り引きをしており、政府がこれに加担し、政府の金融市場への支援のせいで、住居はほとんどの人にとって手が届かないものになっている。人権よりも投資家の利益が重んじられると、殺伐たる結果がもたらされる。世界中で多くの人々が差押えのために立ち退かされ、開発のために移動させられ、住宅が高額な都市には住めなくなっている。持続可能な開発目標では、政府には2030年までにすべての人々に相当な住居を確保することが求められている。政府は人権に基づいた住居戦略を実施し、住宅市場と金融機関に人権基準・原則を組み入れなければならない。

## 世界野生生物の日に向けて専門家が発言

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

3月3日の世界野生生物の日に向けて、人権と環境に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。各国政府は生物の生息地の破壊、密漁、気候変動など、生物多様性の喪失の推進力となるものを止められていない。生物多様性の喪失が広範な人権享受を損なうことはあまり理解されていない。人は健全な生態系の恩恵を受けなければ、人権を十分に享受することはできず、生物多様性の保護は健全・柔軟な生態系の確保に必要である。生物多様性の喪失の悪影響を最も受けるのは、物質的・文化的生活を自然に依拠している人々である。生物の多種多様性と人権は相互関連・依存しており、政府の人権実現の義務は、生物多様性を保護する義務を含んでいる。政府は、生物多様性に悪影響を与える措置について情報公開し、生物多様性に関連する決定に市民を参加させ、生物多様性の喪失・悪化の場合には効果的な救済を提供しなければならない。

## 人権理事会 子どもの権利と「2030 アジェンダ」に関するパネル

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、「2030 アジェンダ」の実施における子どもの権利の保護に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、「2030 アジェンダ」は誰一人取り残さないとする国際的な約束であり、まず最も取り残された状態にある子どもに手を差し伸べなければならないと強調した。子どもの権利委員会委員長は、持続可能な開発目標と子どもの権利条約は幾つかの点でリンクするが、気候変動に対する回復力強化など、目立たない点でもしっかりとリンクすることが重要であると述べた。ユニセフの代表は、持続可能な開発目標は、暴力・搾取からの子どもの保護や気候変動への取組みなど、ミレニアム開発目標にはなかった分野にも注意を向けていると指摘した。子どもの売買などに関する特別報告者は、国連の人権監視・報告制度は子どもの権利に関する目標の実施を評価するために利用できると述べた。

人権理事会 テロ対策における人権などの討議終了

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、テロ対策における人権の促進・保護、文化的権利、障害者の権利、白皮症の人々（アルビノ）の権利に関する討議を終了した。今日の討議では、テロ対策における人権の促進・保護に関して、テロの根本原因への対処を含め、テロ撲滅のための包括的アプローチが必要であることが主張され、国際人権法、法の支配、国際的なベストプラクティスに基づいた協力と共同行動が求められた。文化的権利に関して、女性差別を正当化するために文化的権利が利用されることに懸念が示され、すべての国に対して、テロ対策の一環として、文化財の違法な売買の撲滅に取り組むことが求められた。障害者の権利に関して、政府は障害者への広範なサービスを確保する義務、特に障害のある子どもが潜在能力を十分に発揮できるようにする義務を負うことに言及があった。アルビノの権利に関して、伝統的治療行為の規制と基準が必要であることに意見の一致をみた。

## 人権理事会 「2030 アジェンダ」による子どもの権利強化に関するパネル

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、「2030 アジェンダ」の実施・フォローアップ・見直しを通じた子どもの権利強化の課題と機会に関するパネルディスカッションが行われた。子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表は、「2030 アジェンダ」を達成するには、子どもに対する暴力に明確な焦点を置いた国の包括的持続可能な開発アジェンダを整備する、強力なリーダーシップが必要であると述べた。討議では、人権に基づくアプローチの重要性が強調され、人権理事会とその機関に対して子どもの権利に関する報告書の中で持続可能な開発目標に体系的に言及することが要請された。また、開発途上国では十分な措置がとられていないことが子どもの権利実現の主な障壁であると指摘された。このほか、現代的奴隷制などの特に懸念される分野が強調され、どのようにすれば国際社会はこのような問題に対処するために協力できるかが問われた。

## 自由権規約委員会第 119 会期開幕

2017/03/06

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 119 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、委員会の活動は、非差別、平等、発言の自由、拷問禁止、生命に対する権利、ノン・ルフールマンなどの基本的人権原則の強化に貢献しており、委員会は政府が人権義務の履行のために何をなすべきか、人権をどのように解釈すべきかを明らかにする任務を負っていると述べた。今日の会合では、新役員として、委員長に日本の岩沢雄司さんが選出されたほか、副委員長にイスラエル、エジプト、モンテネグロの3名の委員、報告者にスリナムの委員が選出された。岩沢雄司さんは、委員会の活動をより実効的・効率的にすることを目指す所存であると述べた。また、委員会は最も重要な条約機関の一つとみなされており、こうした役割を維持し、世界の人権状況を改善するために努める所存であると、委員に強力な支援と協力を求めた。

## 強制失踪委員会第 12 会期開幕

2017/03/06

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 12 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、昨年末の第 1 回締約国会議の成果は非常に有益であり、51 カ国が出席し、発言した 22 名からは、委員会の活動に対する称賛とともに、建設的な批判もあったと述べた。また、人権高等弁務官は 5 年間に締約国が倍増することを目標にしており、前会期以降に 4 カ国が条約を批准し、条約締約国が 56 カ国になったと報告した。さらに、増加する緊急行動の要請に対応する職員が不足していると事務総長も認識していることにも言及した。委員長は、委員会が質の高い活動を行っていることが昨年末の締約国会議と今年 2 月の国連総会で認められたと述べた。前委員長を務めた委員は、委員会の活動の効率性を確保するために予算の増額が必要であると述べるとともに、条約の促進に貢献する委員会委員の役割の重要性を強調した。

## 国際女性の日に向けて人権高等弁務官が声明

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

3月8日の国際女性の日に向けて、ゼイド人権高等弁務官が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。非常に多くの国で女性の権利に対するバックラッシュが起きており、このバックラッシュはわれわれすべてを害するものである。例えば、女性の体や生活に関する決定を支配・制限したり、女性の役割は本質的に出産と家庭に限定されとする考え方などにに基づき、多くの国の基本的法律に後退がみられる。しばしば伝統の名の下で抵抗が起きるが、これは同じ社会に属する様々な階層が変化を促進しようとしていることへの反発である。今こそ過去に勝ち得たものを守り、前進を続けるために団結する時である。また、女性の人権擁護活動家がしばしば殺害などの標的になっている。彼女らに寄り添い、彼女らのために立ち向かう必要がある。それは、われわれすべての権利のために立ち上がることにつながる。

## 国際女性の日に向けて専門家が共同声明

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

3月8日の国際女性の日に向けて、女性差別作業部会委員、女性に対する暴力に関する特別報告者、女性差別撤廃委員会が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。女性に対する直接・間接差別が続いているために、女性は多くの分野で遅れをとっている。不平等の根底にある社会・経済・文化・政治的原因に対して、十分に根本的な取組みが行われていない。ジェンダーに基づく暴力には、差別の根底を解体しなければ、効果的な対処は不可能である。また、女性が努力して勝ち得た成果が覆される危機にある。保守主義の政治イデオロギーと宗教的伝統主義が合わさり、かつてない後退が様々な地域で起きている。女性の人権は、文化・宗教・政治的意見の下位に置くことのできない基本的権利である。女性差別に対する闘いは、すべての女性が公的活動・政治・経済・社会・家庭・文化・宗教で完全な平等を獲得するまで続けられなければならない。

## 人権理事会 真実追求、宗教の自由を討議

2017/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、真実追求・正義・補償・再発防止に関する特別報告者が発言し、移行期の正義における被害者の役割に関する報告書を説明した。宗教・信念の自由に関する特別報告者も発言し、世界的な人権への抵抗が宗教・信念の自由に深刻な影響をもたらし、政府・非政府主体による大規模な残虐な暴力の報告が続いていると述べた。討議では、移行期の司法では被害者の権利と参加が中心に置かれる必要があること、被害者の安全と再統合の強化のための措置をとることが支持され、社会復帰・再統合・帰還の措置などに関して、移行期の正義では女性の役割が不可欠であることが主張された。また、中東諸国での宗教的マイノリティの状況、高まるポピュリズムや外国人排斥などに懸念が示された。さらに、宗教・信念の自由の促進における国内人権機関のベストプラクティスの例について質問があった。

## 人権理事会 子どもに対する暴力などを討議

2017/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表が発言し、報告書では、多くの子どもが暴力のために家から避難し、適切な子どもの保護当局に連絡できない現状に注目し、また、子どもの最大の悩みである周縁化・社会的排除・ジェンダー自認などによるいじめの問題も取り上げていると説明した。子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表も発言し、武力紛争で多くの子どもの殺害や四肢切断が生じ、子どもの徴兵や利用が続いていると述べ、各国に対して武装集団と関わりがあるとされる子どもも被害者として扱うよう求めた。討議で発言者は、自由を剥奪された子どもに関する世界的研究を行うことを支持した。また、武力紛争に関与した子どもは兵士ではなく被害者であるとする活動が広がり、武力紛争における子どもの保護に関する国際的枠組が前進しており、今後はこれを現実化することに重点が置かれるべきであると述べた。

## 人権理事会 プライバシー権、違法養子縁組に関する発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、プライバシー権に関する特別報告者が発言し、政府の監視に対してはこれまで以上に注視すべきであり、プライバシー権がデジタル時代に向けて完全には変化していないことを懸念すると述べた。そして、国際社会が従来のみであれば、市民の自由は安全の概念を理由に犠牲になるであろうと警告を発した。また、プライバシー権は前回の報告後も改善していないが、かなりの国がサイバー空間での監視の規制とプライバシーの保護に関する法的文書を合同で作ろうとしていることは喜ばしいと述べた。子どもの売買などに関する特別報告者も発言し、国内・国際レベルの違法養子縁組と子どもの売買の問題を取り上げた。特別報告者は違法養子縁組の要因として、縁組の需要、金銭取引、仲介者の役割、1993年ハーグ条約未批准国の存在を挙げ、送り出す国も受け入れる国も事態の重大性を認識し、責任を負わなければならないと述べた。

## 人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家の発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で宗教・信念の自由に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。宗教・信念に基づく憎悪の唱導・敵対行為・差別・暴力と過激派集団や自警団などによるヘイトクライムが増加している。国や非政府主体もまた、宗教的マイノリティに対して制限を課し、彼らに対するハラスメントや差別に関与している。大規模な残虐行為や暴力が宗教的マイノリティ社会の存在そのものを脅かしている。複数の国で宗教の名の下の暴力に対して厳重な取締りが行われているが、これによって、宗教・信念の自由がさらに損なわれている。また、表現・結社・平和的集会などの自由を制限し、テロに対する治安部隊の能力を強化する政策が、宗教・信念の自由に深刻な結果をもたらしている。こうした状況で宗教・信念の自由を実現しようとする、境界を超えた学際的努力に対して支援を続けることが重要である。

## 人権理事会 子どもの売買に関する特別報告者の発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で子どもの売買などに関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。違法養子縁組は、アイデンティティの恣意的剥奪や搾取など、子どもの権利の深刻な侵害となっている。この要因として、違法養子縁組特に国際養子縁組のための子どもの斡旋が金銭的利益になることが挙げられる。縁組費用が透明性を欠き、送り出す国への寄付が養子縁組と結びつくかぎり、違法養子縁組は続くであろう。また、子どもの保護目的での養子縁組特に国際養子縁組でも、保護提供者側から金銭が要求されることがあり、このために、養親候補者の希望やニーズが優先され、さらには子どもの斡旋や売買その他の犯罪が生じている。送り出す国と受け入れる国の双方が問題を認識し、効果的・体系的に取り組むことが不可欠である。政府は被害者を救済する戦略・措置をとり、養子縁組の記録を調べ追跡し、強制的・違法養子縁組で離別させられた家族の再統合を支援すべきである。

## 人権理事会 食糧と毒物に関する専門家の発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で、食糧と毒物それぞれに関する2名の特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。危険な農薬の製造・使用・保護に関する異なる基準が、人権に深刻な影響をもたらしている。農薬のために毎年推定20万人が中毒死し、その約99%が開発途上国の人々である。農薬の多くを規制する国際条約は存在しない。農薬の製造・売買・利用に関する調整された厳格な規制がなければ、貧しく脆弱なコミュニティが農薬の悪影響を受ける。その一方で、農産物は農薬の危険性や影響の規模を否定し、非難の矛先を農家による製品の誤用に向けている。マーケティング戦術は強引で倫理に反し、有力な化学産業は、政策立案者を動かし科学的証明に反論するために大金を支払っている。化学を生態学に置き換えるアグロエコロジーが発展している。農薬は世界の食糧のために必要だとする伝説を覆し、安全で健康的食糧と農産物に向けて転換するプロセスを作るべき時である。

## アフリカの女性の権利に関する報告書

2017/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

国連人権高等弁務官事務所はアフリカ連合と UN Women と共同で、アフリカの女性の権利に関する報告書を作成した。主な内容は以下のとおり。アフリカの女性の権利の実現は大な進歩を遂げた。例えば、立法への女性の参加は多くの先進国よりも多く、性暴力・社会権・非差別が憲法などで規定されている。しかし、女性は人権を完全には享受していない。例えば、6 カ国にはドメスティック・バイオレンスに対する法的保護が存在しない。2013 年の妊娠・出産による世界の死者の 63%がアフリカ女性である。推定 1 億 3 千万の女性性器切除は主にアフリカで行われている。2050 年には児童婚の妻の約半数はアフリカ人となろう。女性は被害者としてだけでなく、平和構築過程の積極的仲介者としてみなされるべきである。アフリカ各国に対して、女性の完全・生産的雇用を促進し、家庭内労働などの重要性を認め、女性による資金や融資の利用・コントロールを確保するよう求める。

## 人権理事会 高等弁務官の年次報告書の説明など

2017/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ゼイド人権高等弁務官が 30 の国と地域に関する年次報告書について説明を行った。これに関する討議は 9 日に行われる予定である。国際女性の日に当たり、理事会議長が発言し、すべての代表に対して、あらゆる地域の女性の人権の支援・保護を確約するよう求めた。メキシコの代表は 51 カ国を代表して、「2030 アジェンダ」は女性の権利の促進・保護のための好機であり、理事会は女性の完全・平等な参加を確保するやり方で「2030 アジェンダ」に貢献すべきであると述べた。プライバシー権に関する討議も行われ、プライバシー権をデジタル時代に効果的に保護するための国際協力が求められ、オンライン通信の監視の透明性の欠如がプライバシーの大規模な侵害を引き起こしていると指摘された。さらに子どもの違法養子縁組に関する討議も行われ、これを禁止し犯罪とする包括的法制度が必要だという点で発言者の意見は一致した。

## 人権理事会 人権と環境、食糧の権利を討議

2017/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権と環境に関する特別報告者が発言し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する人権義務を取り上げた報告書を説明した。また、食糧の権利に関する特別報告者も発言し、農業における農薬の使用と人権への影響に重点を置いた報告書を説明した。人権と環境に関する討議では、生物多様性は、生命・健康・食糧・飲み水・文化などの人権の完全享受を支える生態系にとって必要であることや、ベストプラクティスに関する企業の役割に言及があり、関連する目標達成において開発途上国を支援する必要性が強調された。食糧の権利に関する討議では、農薬の使用と人権への悪影響について、多くの発言者から懸念が示され、食糧と栄養の安全の強化のためにさらなる行動が求められた。また、自国における農薬使用の危険対策についての説明や、弱者保護のための一層の努力を求める発言もあった。

## 人権理事会 医薬品へのアクセスに関するパネル

2017/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、医薬品へのアクセスに関わるグッドプラクティスと課題に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、多くの人々が手頃な医薬品にアクセスできず、HIV/AIDS 患者の半数が抗レトロウイルス療法を受けられず、女性・少女は常に必須医薬品へのアクセスを否定されていることを指摘した。そして、健康の権利は他の権利の実現を可能とするものであり、政府は医薬品へのアクセスを捉える基盤を、市場重視から健康の権利の枠組みにシフトしなければならないこと、知的財産権の保護は健康の権利に勝るものではないことを訴えた。討議で発言者は、世界の 3 分の 1 の人々が今なお必須医薬品にアクセスできないことに懸念を示した。また、健康の権利の実現の課題には、新薬が高額なこと、市場が公衆衛生のニーズに取り組んでいないことなどが含まれると指摘した。

## 人権理事会 プライバシー権に関する専門家の発言

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会でプライバシー権に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。政府の監視はこれまで以上に注視されるべきである。監視に関する現在の法律を支持することはできない。極度に干渉する措置の効果や均衡性について、納得できる証拠はほとんどない。また、政策立案者によってテロの恐怖が巧みに操作されている。政策立案者に対して、恐怖心を切り札とするのを止め、プライバシーに過度に立ち入る法律によってではなく、均衡性のある実効的な措置によって安全を強化するよう求めたい。政府は、とりわけインターネットに関する監視の場合、国内的・国際的にプライバシーが真に普遍的権利として尊重されるよう確保すべきである。市民のためのさらなる国際協力と透明性、国境のないセーフガード、国境を超えた救済策を求めたい。世界が必要としているのは、サイバー空間における適切な政府の行動についての合意である。

## オンラインでのジェンダーに基づく暴力に関する共同声明

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

表現の自由と女性に対する暴力それぞれに関する特別報告者2名が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。相当な数の女性がオンラインでのジェンダーに基づく暴力を経験している。政府と企業は、これに対処する行動をとるべきである。しかし、検閲や内容の過度の制限は女性自身の権利を損ねてしまう可能性があり、内容の制限と暴力の防止は、国際人権法に従ったものでなければならない。人権に基づく対処には、教育、予防的措置、暴力を可能とする環境への取組みなどが含まれる。また、女性被害者には、透明で迅速な対応と効果的救済措置が必要である。さらに、暴力の規模・兆候・影響に関する調査、オンラインでのプライバシーの保護・促進の強化、暴力や対処措置の報告に関する民間分野の透明性も必要である。オンラインでの権利享受に関して、緊急の対処、創造力、協力、敏感であることが求められている。

## 人権理事会 人権高等弁務官の年次報告書を討議

2017/03/09

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、8日に説明のあった人権高等弁務官の年次報告書に関する討議が行われた。発言者は移住者の困難な状況を取り上げ、国際社会が断固とした集団的行動をとる必要性を強調した。また、ジェンダーの平等と女性の地位向上にも言及があり、市民社会に対する制限と関連してジェンダー平等が崩壊していると指摘された。さらに、不処罰をなくすために、すべての国のローマ規程への加入、国際刑事裁判所との協力が求められた。加えて、人権高等弁務官が任務を遂行し、人権理事会が討議する問題について非政治的・非選択的なアプローチをとる必要性にも言及があった。日本の代表も発言し、日本としては、表現の自由などのテーマ別問題とともに、シリア、ミャンマー、スリランカなど国別問題にも関与する所存であり、また、北朝鮮の人権侵害を懸念し、同国の人権状況に関する決議案を提出する予定であると述べた。

## 人権理事会 国連事務総長・高等弁務官の報告書の説明

2017/03/09

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権副高等弁務官が、国連事務総長・人権高等弁務官・人権高等弁務官事務所が作成した14の報告書を説明した。報告書で取り上げられているテーマは、労働の権利の実現、女性のすべての人権の享受、社会権の実現、国籍上・民族上・宗教上・言語上の少数者の権利、行方不明者、テロが人権・基本的自由を与える悪影響、移住者の人権の保護などであった。また、多国籍企業に関する作業部会議長が昨年10月の第2会期について報告するビデオメッセージが流された。会合の冒頭では、人権と環境に関する討議が行われ、発言者は生物多様性の危機が特定の集団に大きな影響をもたらす可能性を認めた。また、表現・意見の自由と情報がなければ、人権擁護活動家やジャーナリストが健全な環境について主張することはできないと述べ、環境に関わる人権擁護活動家の保護を求めた。

## 人権理事会 母親の死亡・罹患に関するパネル

2017/03/09

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、母親の死亡・罹患に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、毎日 800 人の女性・少女が妊娠・出産のために死亡していると報告し、人権に基づくアプローチが継続的にとられれば、すべての女性の未来を変えることができると述べた。国連人口基金の代表は、母親の死亡・罹患は女性・少女が性・生殖の健康の権利や出産について決定する権利を奪われた悲惨な結果であり、強力な保健制度、自発的な家族計画、情報などが不可欠であると述べた。WHO の代表は、世界中で産前産後サービスへのアクセスに大きな不平等があり、保健部門がこうした不平等に取り組むことが必要であると述べた。討議では、構造的な原因として、適切な保健サービスへのアクセスの欠如、貧困、栄養不良、有害な慣行、ジェンダーの不平等・差別、性・生殖の健康に関する教育と家族計画サービスの欠如などが強調された。

## 強制失踪委員会 国連加盟国と会合

2017/03/09

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は国連加盟国との会合を行った。委員長は、昨年の国連総会での強制失踪条約 10 周年記念行事において、人権高等弁務官がビデオメッセージですべての国に対してできる限り早期に条約を批准するよう求め、条約締約国を 5 年間に倍増する目標を打ち出したことに触れた。また、締約国 56 カ国中、委員会が個人通報を審査する権限を認めているのは 26 カ国に過ぎず、すべての国がこの制度を認めるよう促した。委員は、締約国を倍増するには、条約に関する情報を広め、政府当局・NGO・市民に直接訴える必要があると述べた。日本の代表も発言し、普遍的定期審査などを通して、条約への加入を継続的に促す必要があると述べた。また、強制失踪よりも優先して対応しなければならないことがあり、強制失踪は他の条約ですでに規定されているという口実がしばしば用いられるが、これに対しては、委員会は強制失踪の具体的ケースを示すべきであると述べた。

## 平和的集会・結社に関する専門家の発言

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社に関する特別報告者が、ILO 理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。ストライキの権利は数十年も前に国際・地域条約で確立され、少なくとも 90 カ国の憲法でも規定されている。この権利は人々が平等な立場で企業や政府と関わることを可能にするものである。政府はこの権利を守る義務と、その行使を妨害しない義務を負っている。この権利を保護することは、民主的・平等な社会を作ることにもなる。権力が一カ所に集中すると必ず民主主義の腐敗、不平等と周縁化の増大が引き起こされる。ストライキの権利はこうした権力の集中の抑止となる。ストライキの権利を損なうために国内・国際レベルで様々な試みがなされていることを遺憾に思う。労働者のストライキ権に関して ILO の政府グループが積極的な役割を果たしていることを歓迎する。すべて関係者に対して、ストライキの権利の保護・尊重を世界中のあらゆる分野で確保するよう求めたい。

## EU の移住者帰還政策に対する専門家の声明

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

EU の移住者帰還政策に対して、拷問防止小委員会、移住労働者権利委員会、子どもの権利委員会の各委員長、恣意的抑留作業部会議長、移住者の権利に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。欧州委員会の EU 諸国に対する勧告で移住者の帰還を進めるための指針が示されたが、この帰還政策は移住者の抑留を増やし、抑留期間の延長を促すものである。抑留は弱者をさらなる危害や虐待の危険にさらす措置であり、非正規移住者の抑留は最後の手段とされるべきである。特に子どもの抑留は子どもの最善の利益にはならず、子どもの権利の侵害になる。子どもの最善の利益は、あらゆる移住の段階で最優先されなければならない。抑留が非正規移住を抑止し、庇護申請を妨げるという証拠はない。帰還に関する勧告は、移住問題の解決を危うくするものであり、抑留に代わる措置が検討・実施されるべきである。

## 人権理事会 移住者の人権に関するパネル

2017/03/10

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、大規模移動における移住者の人権に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、移住者の健康・教育・政治に関する制度からの排除や恣意的抑留は、最終的に経由国と受け入れ国の負担を増やすことになるのであり、移住の全過程での人権保護は、法的に必要なだけでなく賢明な対応でもあると述べた。子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表は、不幸なことに酷い光景を目撃した子どもたちは、政治的不安定・暴力・搾取から逃れるために家を出ることを決意していると述べた。討議では、外国人排斥・人種主義・ポピュリズム・国粹主義が昨今の移住の引き金であること、移住の犯罪化や移住者の恣意的抑留・拷問・虐待の危険性が增大していることが指摘された。移住に関わる複合的問題を解決するには、その構造的な原因である不公平・排他的な国際経済秩序に取り組まなければならないことも主張された。

## 人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する一般討論

2017/03/10

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。発言者からは、世界中で人権の尊重が後退していること、外国人排斥・人種主義・差別が重大・深刻な課題であること、平和・寛容の促進と文化的多様性の尊重のために国際対話を進める必要があること、持続可能な未来を確保する唯一の方法は、互いを尊重しつつ、資源の責任ある利用と恩恵の平等な分配の制度の強化であることが主張された。また、拷問の絶対的禁止、拷問禁止条約の普遍的批准、強制失踪条約の批准国の倍増を改めて確約することが求められた。さらに、政府は、国際人権法・難民法・国際人道法に従って基本的自由を保護し、テロと闘う主要な責任を負うことも指摘された。加えて、多国籍企業による人権侵害に取り組む作業部会の活動が称賛されるとともに、すべての関係者に対して、弱者集団の人権の尊重を指針として、意見の不一致を解決することが求められた。

人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する一般討論終了

2017/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合でもすべての人権の促進・保護に関する一般討論を行い、これをもってこの討論を終了した。発言者は、真実追求・正義・補償・再発防止確保の効果的措置がなければ、移行期や紛争後の国は和解を期待することはできないと述べた。また、すべての政府に対して、拷問に対するセーフガードを確保し、人権擁護活動家に対する報復を止めるよう求めた。さらに、権利保持者は個人であり、政府の役割は良心の自由の権利を保護することであると強調した。多くの発言者が、子どもの権利の侵害、特に中東で紛争のため 1,500 万人もの子どもが教育を奪われ、武装集団によって徴兵される危険があることに懸念を示した。さらに、文化に対する権利は文化的伝統を保護するためのものであって、他の集団を抑圧するために用いられてはならず、すべての文化的慣行が国際人権法により保護されているわけではないと述べた。

## 自由権規約委員会 活動方法を討議

2017/03/13

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、活動方法に関する討議が行われた。昨年 11 月の米州人権裁判所との会合に参加した委員が報告し、この会合では自由権規約委員会の活動や一般的意見、自由権規約委員会と同裁判所のコミュニケーションの強化のほか、様々な人権制度について、長期的展望とともに直近で取り組むべき課題などが討議されたと説明した。人権高等弁務官事務所の代表は、2011 年に国連事務総長が打ち出した、国連全体の会合をペーパーレスにしようとする運動について説明し、すでに障害者権利委員会など 4 つの条約機関がペーパーレスになっていると述べた。複数の委員がペーパーレスを支持し、自由権規約委員会も環境整備に努力しなければならないと述べた一方で、様々な理由を示してこれに反対する意見もみられた。委員はこの件について今後も討議を続けるとともに、委員会の見解や所見など、印刷すべき文書のリスト案を作成することで合意した。

## 人権理事会 留意の必要な人権状況を討議

2017/03/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、南スーダンの人権状況に関する委員会との討議に続いて、人権理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者は、すべての人権は普遍的・相互依存的であり、対立なく対話を通して促進されるべきであること、人権は政治目的に利用されてはならないこと、国際社会は包容・寛容・相互尊重・各国の文化的多様性の尊重のために努力すべきであること、理事会の早期防止制度が重要であることなどを主張し、理事会が議題で取り上げるべき多くの人権状況を指摘した。複数の発言者は、理事会の国別担当が増えていることに反対を表明した。日本の代表も発言し、北朝鮮の人権状況が3年前の調査委員会の指摘後も進展していないことは遺憾であり、北朝鮮は国連人権制度と協力することが求められており、日本としては、同国の人権状況に関する決議案を提出する予定であると述べた。

## 人権理事会 マイノリティの問題を討議

2017/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、マイノリティの問題に関する特別報告者が発言し、過激主義や極右政党の増加とともに、マイノリティに対するヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、憎悪の扇動が増加しており、マイノリティの権利に関する過去数十年間の進歩が脅威にさらされている現状に懸念を表明した。そして、マイノリティは世界中で依然として最も貧しく、社会的・経済的に排除され、周縁化されていると述べた。討議で発言者は、紛争や難民・移住者の危機などがマイノリティに影響をもたらしていると指摘し、マイノリティに対するヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、憎悪の扇動が増加しているという特別報告者の懸念を共有し、過激なイデオロギーや極右政党の増加に警告を発した。複数の発言者は、教育が社会における文化間の調和と寛容を促進する役目を果たしうると述べた。

## 人権理事会 人権機関・制度に関する一般討論

2017/03/15

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。初めに、次の4つの報告書について説明があった。すなわち、①第9回マイノリティ・フォーラムが昨年11月に行われ、人道危機下のマイノリティがテーマであったこと、②第1回人権・民主主義・法の支配に関するフォーラムが昨年11月に行われ、若者の参加に関連するテーマであったこと、③昨年の社会フォーラムでは、障害者の人権をテーマとする10のパネルディスカッションと円卓会議が行われたこと、④性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別、開発の権利に関する2人の専門家が昨年新たに任命されたこと、であった。討議では、国連に協力した個人・集団に対する報復や脅迫が増えていることに懸念が示され、すべての国は報復について啓発活動などの必要な防止措置をとり、政府によるか非政府によるかを問わず調査し、説明責任と救済を確保すべきだと述べた。

## 人権理事会 マイノリティに関する専門家の発言

2017/03/15

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が人権理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。世界中でマイノリティに対するヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、憎悪の扇動などが増加している今こそ、多様性のために団結する社会の条件を作り出す明確な政治意思と強化された法制度が必要である。民主主義は、すべての集団が尊厳と権利に基づいてアイデンティティを守り発展させることができる、包摂的なグッドガバナンスを必要とする。特に、マイノリティに関して曖昧な政策・法律・行動計画などと現実との乖離を埋めるために、正確なデータ・統計とマイノリティの権利を担当する機関が重要である。さらに、様々な集団の一体感を築くために、人々の啓発、コミュニケーション、信頼構築などに向けた多大な努力が必要である。これは、われわれ社会の持続可能な開発、平和、安定の前提条件でもある。